

平成28年度
第2回幕別町地域公共交通確保対策協議会議案

【書面会議】

会 議 次 第

1 議 案

- (1) 幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について・・・・・・・・・・ 2

議案第1号

幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

別紙のとおり。

【説明】

町コミュニティバス及び予約型乗合タクシーに係る平成29年度分(平成28年10月1日～平成29年9月30日)の国庫補助金について、別紙のとおり帯広運輸支局を通じ、国土交通大臣に対して提出するもの。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 幕別町地域公共交通確保対策協議会
住 所 中川郡幕別町本町130番地1
代表者氏名 会長 川瀬俊彦 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

地域内フィーダー系統確保維持計画

(策定年月日) 平成28年6月 日

(協議会名称) 幕別町地域公共交通確保対策協議会
会長 川瀬 俊彦

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

幕別町の公共交通機関は、JRが幕別～帯広間において、1日13往復運行されている。路線バスについては、十勝バス(株)が帯広陸別線、幕別線、南商あかしや線及び広尾線の4路線を運行しており、JR、路線バスともに、通学や帯広市への通院、買物等で利用される学生や高齢者にとって重要な交通機関となっている。また、スクールバスが町内で12路線運行されており、農村部に居住する小中学生の通学利用のほか、一般町民も混乗できることから、通院や高校生の通学等にも利用されている。

しかしながら、農村部ではスクールバス運行路線以外の地域や市街地内でも公共交通を利用できない公共交通空白地域が存在し、自家用車による移動が困難な高齢者や障がい者、運転免許証を持たない方などは、「移動」が制約され不便な生活を強いられることとなり、地域社会を維持していくためには大きな障壁となっていた。

このような状況から、今後の少子高齢化の進行による交通弱者の増加や、町内における公共交通空白地域の存在等を踏まえ、効率的で持続可能な公共交通の確保や、公共交通の利便性の向上を図ることを目的として、幕別本町・札内市街地におけるコミュニティバスの導入、農村部では駒島線と古舞線の予約型乗合タクシーの導入を行ったところである。

このため、地域公共交通確保維持改善事業により、幕別町内における生活交通手段を維持・確保し、地域住民の買物や通院などの日常生活の移動確保や地域間幹線系統等との接続による広域的な移動支援などを図るため、住民の生活の足としての公共交通を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たり、以下の目標を設定する。

【目標①】 幕別地区・札内地区におけるコミュニティバスの年間利用者数

平成29年度 幕別線 4,428人(1便あたり3.6人)、札内線 6,765人(1便あたり5.5人)

平成30年度 幕別線 4,655人(1便あたり3.8人)、札内線 7,350人(1便あたり6.0人)

平成31年度 幕別線 5,124人(1便あたり4.2人)、札内線 7,930人(1便あたり6.5人)

※参考 平成26年10月～平成27年9月実績

幕別線 3,502人(1便あたり2.9人)、札内線 6,757人(1便あたり5.5人)

【目標②】 予約型乗合タクシー駒島線の年間利用者数

平成29年度 駒島線 554人(1便あたり1.5人)(246日)

平成30年度 駒島線 551人(1便あたり1.5人)(245日)

平成31年度 駒島線 549人(1便あたり1.5人)(244日)

※参考 平成27年4月～平成28年3月実績 利用者数 477人(1便あたり1.4人)

【目標③】 予約型乗合タクシー古舞線の年間利用者数

平成29年度 古舞線 560人(1便あたり1.3人)(246日)

平成30年度 古舞線 557人(1便あたり1.3人)(245日)

平成31年度 古舞線 555人(1便あたり1.3人)(244日)

※参考 平成27年4月～平成28年3月実績 利用者数 387人(1便あたり1.3人)

(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> ・幕別町内における公共交通を維持することにより、高齢者等の交通弱者の買い物・通院等の生活に係る移動を確保することができる。 ・地域間幹線系統との接続により、広域的な移動を支援することができる。
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付。</p> <p>なお、幕別町から運行事業者へ補助する補助金については、運行経費から国庫補助金を差し引いた差額分を補助することとしている。</p>
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<p>【コミュニティバス（幕別線・札内線）】十勝バス株式会社</p> <p>【予約型乗合タクシー駒島線】エイシン運輸有限会社</p> <p>【予約型乗合タクシー古舞線】北斗タクシー有限会社</p>
6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
※対象外
7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
※対象外
8. 別表1及び別表3の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
※対象外
9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
10. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
幕別地区及び札内地区を運行するコミュニティバスについては、新規に運行を開始した路線であり、当該路線を運行するための車両を手当てすることができないため、新たにノンステップ車両を2台導入する必要がある。
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
平成29年度 0台、平成30年度 0台、平成31年度 0台
(2) 事業の効果
ノンステップバスの導入により、身体の不自由な方や高齢者、車いす利用者の利便性が向上するとともに、新たな車両の導入によるPR効果が期待され、利用者の増加につながると考えられる。
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6及び表7」を添付
13. 老朽更新の代替による不要の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用

した利用促進策)	
※対象外	
1 4. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 6 月 18 日 (第 1 回) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定についての協議 ・平成 27 年 9 月 11 日 (第 2 回) コミュニティバスの運賃についての協議 ・平成 28 年 1 月 20 日 (第 3 回) 地域公共交通確保対策維持改善事業に関する事業評価についての協議 ・平成 28 年 3 月 25 日 (第 4 回) 平成 28 年度予算 (案) についての協議 ・平成 28 年 5 月 10 日 (第 1 回) コミュニティバス利用促進に係るニーズ調査手法についての協議 ・平成 28 年 6 月 日 (第 2 回) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定についての協議 	
1 5. 利用者等の意見の反映状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・協議会、分科会には各種団体等から利用者及び住民を代表する委員として参加いただき ており、協議会、分科会での議論を反映して計画を作成した。 	
1 6. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課
関係市区町村	幕別町副町長
交通事業者・交通施設管理者等	帯広開発建設部道路計画課、帯広建設管理部事業室地域調整課、帯広警察署交通課、十勝バス株式会社、北斗タクシー有限会社、エイシン運輸有限会社
地方運輸局	北海道運輸局帯広運輸支局
その他協議会が必要と認める者	幕別地区公区長代表、札内地区公区長代表、南幕別地区公区長代表、忠類地区公区長代表、幕別町商工会、幕別町社会福祉協議会、幕別町民生委員児童委員協議会、幕別町消費者協会、幕別町 PTA 連合会、幕別町老人クラブ連合会、幕別町障害者 (児) 団体連絡協議会、十勝地区交運労協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道中川郡幕別町本町 130 番地 1

(所 属) 幕別町住民福祉部防災環境課交通防犯係

(氏 名) 主任 山元 和馬

(電 話) 0155-54-6601

(e-mail) kotubosaikakari@town.makubetsu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内ファイダー系統）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	国庫補助金内 定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			平成29年度
						乗合バス型/ デマンド型の別	基準ロで 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保係策	
幕別町	十勝バス株式会社	(1)幕別線1	732.0千円			乗合バス型	①	十勝バスの運行する帯広陸別線・幕別線との乗り継ぎを円滑化するためバス停留所相互設置(幕別駅)、ダイヤ設定、乗り継ぎ割引の設定を行う。	③
	十勝バス株式会社	(2)幕別線2	494.0千円	4,515.0千円		乗合バス型	①	十勝バスの運行する帯広陸別線・幕別線との乗り継ぎを円滑化するためバス停留所相互設置(幕別駅)、ダイヤ設定、乗り継ぎ割引の設定を行う。	③
	十勝バス株式会社	(3)札内線	4,408.0千円			乗合バス型	①	帯広陸別線・幕別線・南商あかしや線との乗り継ぎを円滑化するためバス停留所相互設置(幕別駅、札内、札内中学校前)、ダイヤ設定、乗り継ぎ割引の設定を行う。	③
	エイシン運輸有限公司	(4)駒島線	691.5千円	691.0千円		デマンド型	①	十勝バス帯広陸別線やJR根室本線に接続のため幕別駅を乗降とする。	③
	北斗タクシー一有限公司	(5)古舞線	497.5千円	497.0千円		デマンド型	①	JR根室本線に接続のため幕別駅を乗降とする。	③
合 計				5,703.0千円					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,515.0千円					
								国庫補助 上限額 (千円)	4,515.0千円

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保係策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	十勝バス株式会社	平成29年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	828,128 千円	営業外収益	8,157 千円	経常収益(イ)	836,285 千円
	営業費用	1,164,736 千円	営業外費用	14,587 千円	経常費用(ロ)	1,179,323 千円
	営業損益	△ 336,608 千円	営業外損益	△ 6,430 千円	経常損益	△ 343,038 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,335,153.2 km				経常収支率	70.91 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	841,819 千円	営業外収益	4,213 千円	経常収益(イ')	846,032 千円
	営業費用	1,156,712 千円	営業外費用	13,875 千円	経常費用(ロ')	1,170,587 千円
	営業損益	△ 314,893 千円	営業外損益	△ 9,662 千円	経常損益	△ 324,555 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	4,343,021.6 km				経常収支率	72.27 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	964,510 千円	営業外収益	18,056 千円	経常収益(イ'')	982,566 千円
	営業費用	1,198,017 千円	営業外費用	18,196 千円	経常費用(ロ'')	1,216,213 千円
	営業損益	△ 233,507 千円	営業外損益	△ 140 千円	経常損益	△ 233,647 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	4,758,824.4 km				経常収支率	80.78 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
北北海道	255 円 .57 銭	269 円 .53 銭	272 円 .03 銭	3.19 %
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北北海道	280 円 .77 銭	301 円 .77 銭	280 円 .77 銭	192 円 .90 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程	補助ブロック外乗入部分のキロ程			補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チ+リ+ヌ)÷テ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点				チ	リ	ヌ		
北北海道	1	幕別線1	幕別駅前	旭町	幕別駅前	246 日	738.0 回	往復 7.7km (平均) km: 7.7km	往復 0.0km (平均) km: 0.0km	往復 0.0km (平均) km: 0.0km	100.000 %	5,682.6km	
北北海道	2	幕別線2	幕別駅前	緑町	幕別駅前	246 日	492.0 回	往復 7.7km (平均) km: 7.7km	往復 0.0km (平均) km: 0.0km	往復 0.0km (平均) km: 0.0km	100.000 %	3,788.4km	
北北海道	3	札内線	札内支所前	札内駅前	札内支所前	246 日	1,230.0 回	往復 28.2km (平均) km: 28.2km	往復 0.0km (平均) km: 0.0km	往復 0.0km (平均) km: 0.0km	100.000 %	33,529.8km	
						日	回	往復 km: km	往復 km: km	往復 km: km	%	km	
						日	回	往復 km: km	往復 km: km	往復 km: km	%	km	
						日	回	往復 km: km	往復 km: km	往復 km: km	%	km	
合計		3系統						往復 43.6km 復 0.0km: 43.6km	往復 0.0km 復 0.0km: 0.0km	往復 0.0km 復 0.0km: 0.0km		43,000.8km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
北北海道	1	1,595,503円	23円.04銭	130,928円	1,464,575円	1,464,575円	1,464 千円	732.0 千円		
北北海道	2	1,063,669円	19円.88銭	75,314円	988,355円	988,355円	988 千円	494.0 千円		
北北海道	3	9,414,161円	17円.83銭	597,837円	8,816,324円	8,816,324円	8,816 千円	4,408.0 千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
合計		12,073,333円		804,079円	11,269,254円	11,269,254円	11,268 千円	5,634 千円	4,515 千円	4,515 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ニ×ラー=カム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
北海道	1	1,464,575円												
北海道	2	988,355円												
北海道	3	8,816,324円												
		円												
		円												
		円												
合 計		11,269,254円	6,754,254円	円	%	6,754,254円	100.0%	円	%	円	%			

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	エイシン運輸有限会社
------	------------

平成29年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	116 千円	営業外収益	3 千円	経常収益(イ)	119 千円
	営業費用	1,386 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	1,386 千円
営業損益	△ 1,270 千円	営業外損益	3 千円	経常損益	△ 1,267 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	2 台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	247.5 時間	経常収支率	8.58 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
北北海道	2,800 円 .00 銭	2,732 円 .72 銭	2,732 円 .72 銭	240 円 .40 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ワ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
北北海道	4	駒島線	駒島	南幕別地区	幕別駅	246 日	185.0 回	3.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	555.0 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計		1 系統						3.0 時間	0.0 時間	0.0 時間		555.0 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-コ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ワ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
北北海道	4	1,516,659円	133,422円	1,383,237円	1,383,237円	1,383 千円	691.5 千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
合計		1,516,659円	133,422円	1,383,237円	1,383,237円	1,383 千円	691 千円	4,515 千円	691 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
北海道	4	1,420,578円													
		円													
		円													
		円													
		円													
		円													
合計		1,420,578円	729,578円	円	%	729,578円	100.0%	円	%	円	%				

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」(ワ欄)については、[(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)]により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 15.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、突運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、掃庫する際の回送運行は突運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(掃庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は突運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	北斗タクシー有限会社	平成29年度
------	------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	24 千円	営業外収益	7 千円	経常収益(イ)	31 千円
	営業費用	600 千円	営業外費用	3 千円	経常費用(ロ)	603 千円
	営業損益	△ 576 千円	営業外損益	4 千円	経常損益	△ 572 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	時間 248.7	経常収支率	5.14 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 へ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
北北海道	2,424 円 .60 銭	2,732 円 .72 銭	2,424 円 .60 銭	.124 円 .64 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リー(ヌ+ル))÷リ=ワ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
北北海道	5	古舞線	美川	西幕別地区	札内支所	246 日	216.5 回	2.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	433.0 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計		1 系統						2.0 時間	0.0 時間	0.0 時間		433.0 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
北北海道	5	1,049,851円	53,970円	995,881円	995,881円	995 千円	497.5 千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
合計		1,049,851円	53,970円	995,881円	995,881円	995 千円	497 千円	4,515 千円	497 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額	損失額から国 庫補助額を控 除した額	ノの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
北海道	5	995,881円												
		円												
		円												
		円												
		円												
		円												
合 計		995,881円	498,881円	円	%	498,881円	100.0%	円	%	円	%			

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間(リ欄)」については、[(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)]により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ラ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 15.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、突運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は突運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は突運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類